

令和8年12月から iDeCoがパワーアップします!



1 毎月の拠出限度額がアップ

例えば、企業年金がないサラリーマンの方の毎月の拠出限度額は
23,000円から62,000円にアップ

2 70歳まで掛金の拠出が可能に

例えば、50歳の方がiDeCoを始めても最大20年間の掛金の拠出が可能に

3 掛金の所得控除メリットはそのまま継続

掛金の所得控除メリットはそのまま継続
掛金を増額すれば所得控除をより大きくすることが可能に

① 毎月の拠出限度額がアップ

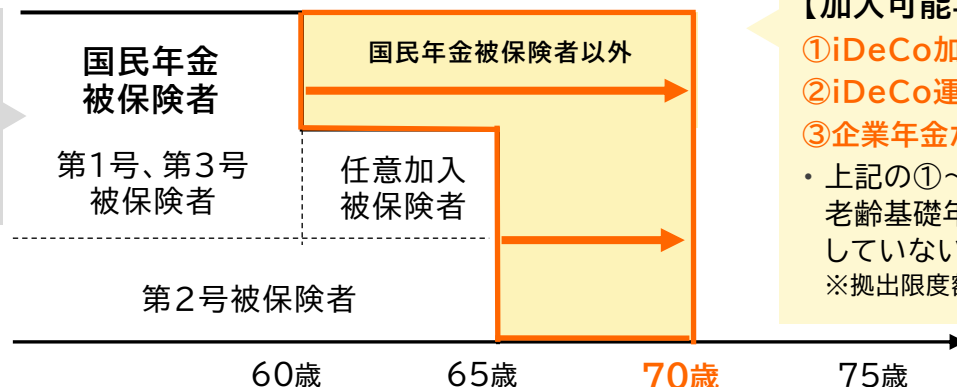
加入資格		拠出限度額(月額)	
第1号被保険者 任意加入被保険者（自営業者など） 		68,000円 国民年金基金と合わせて 68,000円が上限	75,000円 国民年金基金と合わせて 75,000円が上限
第2号被保険者 （会社員など） 	会社が企業年金を実施していない会社員	23,000円	62,000円 企業年金と合わせて 62,000円が上限
	会社が企業年金を実施している会社員	20,000円 企業年金と合わせて 55,000円が上限	

② 70歳まで掛金の拠出が可能に

働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入**し、老後の資産を形成できるようになります

【現在の加入要件】

- ・国民年金被保険者の方
- ・老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない方



【加入可能年齢の引き上げ要件】

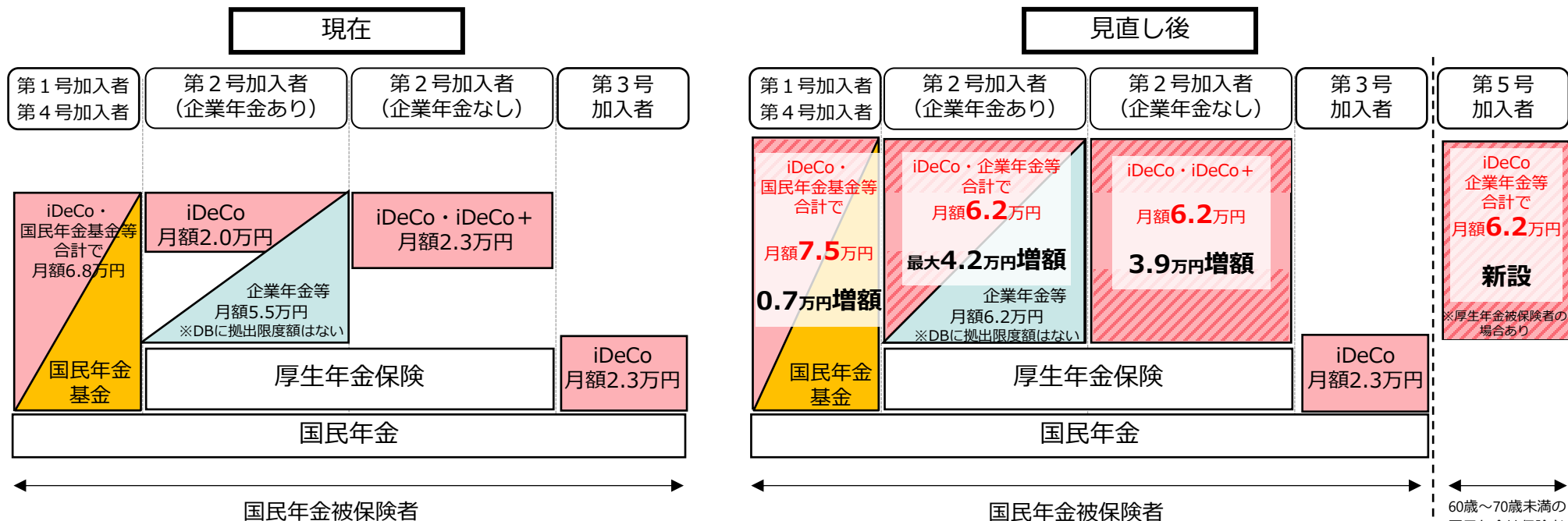
- ① iDeCo加入者
 - ② iDeCo運用指図者
 - ③ 企業年金からiDeCoに移換する方
- ・上記の①～③いずれかに該当する方であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない方等が対象です
 ※拠出限度額(月額)は原則62,000円です



※令和11年11月末までは、上記要件に該当しない60歳～70歳未満の方であっても、新たにiDeCoに加入することができます。
 （老齢基礎年金を受給している方等、一部の方は除きます。）

iDeCo 拠出限度額の引き上げ

<iDeCoの拠出限度額の引き上げのイメージ>



<iDeCoの加入対象者の区分>

第1号加入者：国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生）

第2号加入者：国民年金第2号被保険者（会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者）

第3号加入者：国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）

第4号加入者：国民年金任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者、または、20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない者）

第5号加入者：60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の方で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者

（①iDeCo加入者、②iDeCo運用指図者、③企業年金からiDeCoに資産を移換する者 ①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者）

iDeCoの加入可能年齢の引き上げ

改正の概要

現在、iDeCoに加入するためには、国民年金被保険者であって、かつ、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していないという要件があるが、公的年金への保険料を納めつつ、上乘せとしての私的年金に加入してきた者が、60歳から70歳にかけて老後の資産形成を継続できるようにするため、現在の要件に加え、国民年金被保険者以外の者であっても、60歳以上70歳未満のiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、以下の要件を満たす者にiDeCoの加入・継続拠出を認める。

①iDeCo加入者

②iDeCo運用指図者

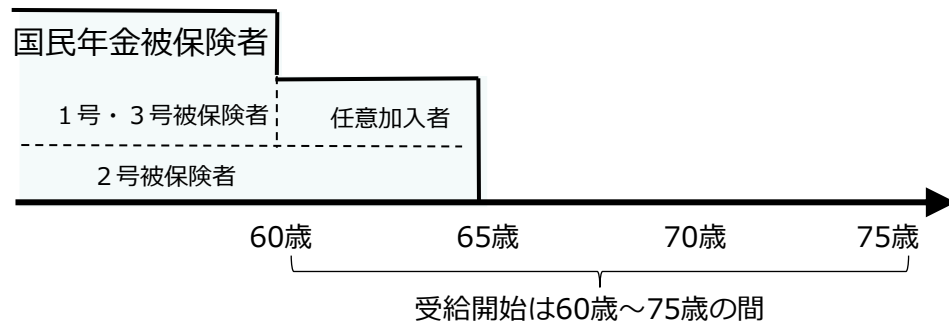
③企業年金からiDeCoに資産を移換する者

・上記の①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者

なお、経過措置として、施行日から3年を経過する日までの間は、上記①～③に該当しない60歳以上70歳未満の者であってもiDeCoの加入が可能

■現状

- ・国民年金被保険者
- ・老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者



■iDeCoの加入可能年齢の引き上げ対象者（拠出限度額：原則6.2万円※1）

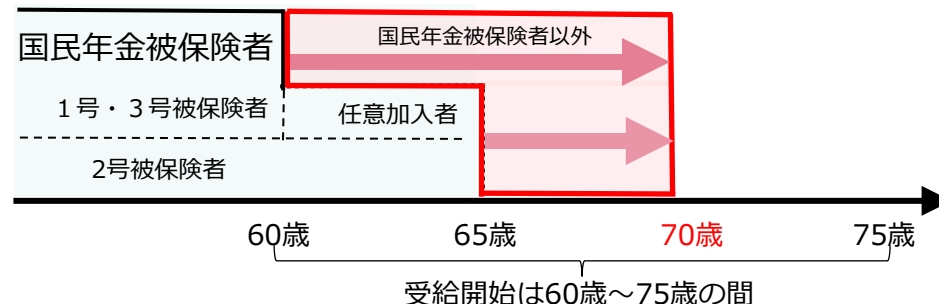
①iDeCo加入者

②iDeCo運用指図者

③企業年金からiDeCoに資産を移換する者

施行日から3年を経過する日までは、左記に該当しない者もiDeCoの加入が可能

- ・上記の①～③いずれかに該当する国民年金被保険者以外の者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者（※2）（※3）、マッチング拠出を実施していない者



※1 企業年金等がある者は、企業年金等と合計して6.2万円が上限

※2 老齢基礎年金を繰り下げて老齢厚生年金を受給する者は加入可能

※3 施行日までに老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給した場合は加入不可